

令和3年第4回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和3年4月27日(火)
招集の場所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室、北庁舎2階会議室
開 会	令和3年4月27日(火) 15時00分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 10人 委員 1番 和田 義雄 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	2番 尾関 洋子 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美

付議事項	議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
	専決第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	専決第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
	専決第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
	その他	公共転用届について

<p>開会</p> <p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長 事務局</p>		<p>出席者が定足数に達しているので、令和3年第4回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和3年第4回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に10番の村瀬 和樹 委員と、11番の武田 住男 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>5番及び6番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>5番の案件について説明します。</p> <p>申請地は米野木駅から北東に約260メートルの位置に所在しており、現況は畑で、季節野菜を栽培しており、面積は10筆合計で4,373㎡です。</p> <p>申請者は、大正4年にモーター販売修理会社として創業し、昭和13年に法人設立しました。</p> <p>昭和34年に電動工具メーカーへ転換し、電動工具や園芸工具などを生産しています。</p> <p>申請地東側の日進事業所においては、製品の開発や試験を行っており、芝刈り機や草刈り機の試験については、周辺の農地や山林を土地所有者から毎回借りて行っている状況です。</p> <p>特に芝生については、試験場を確保することができず非効率な状態が長年続いています。</p> <p>そこで、現在従業員用の91台分の駐車場として利用している区画を芝生エリアにすることで製品開発業務の効率化を図り、駐車場移転用地として申請地を選定しました。</p> <p>排水については、雨水は敷地内に集水桝や側溝を設置し、北側の調整池を経由した後、東側の既設排水路へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、6番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、福友病院から北西に約270メートルの位置に所在し、現況は畑と田で、作付けはされておらず、面積は4筆合計で624.30㎡です。</p> <p>申請者は、北新町南鶯にて介護付き有料老人ホームとヘルパ</p>
--	--	---

議長 事務局	<p>ーステーションを関連法人の協力を得て運営しています。</p> <p>スタッフの駐車場を北新町西口論義において賃借していましたが、昨年8月に返却を求められ、既に返却をしています。</p> <p>敷地内に12台設置しているうちの来訪者のための駐車場6台分をスタッフが利用するとともに、本来の駐車場を無視して縦列駐車により対応しており、駐車場が不足している状況です。</p> <p>数年前より駐車場確保を試みていますが、土地所有者との調整がつかず断念していました。</p> <p>しかし、駐車場不足が深刻な状況になっており、業務に支障をきたしているため、再度駐車場敷地を検討し土地選定を行ったところ、他に適地は見つからずやむを得ず申請地を選定しました。</p> <p>排水については、砕石敷で雨水は自然浸透するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>議案第1号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号5番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は駐車場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、駅、船舶発着所、インターチェンジ、県庁・市区町村役場及びこれらの類似施設の概ね300m以内の区域にあるため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については、自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年8月1日から令和3年12月25日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当あ</p>
-----------	--

	<p>りません。</p> <p>受付番号6番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は駐車場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区を占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年6月1日から令和3年6月30日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p>
議長	<p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員	<p>5番の案件について、季節野菜を栽培しているということだが、10筆全ての農地で栽培しているのか。</p>
事務局	<p>10筆全てで栽培をしているわけではなく、10筆の内、一部の農地で野菜の栽培をしています。作付けをしていない農地は保全管理をしている状態です。</p>
委員	<p>作付けしている面積と保全管理の面積はどちらのほうが多いのか。</p>
事務局	<p>保全管理をしている面積のほうが多いです。</p>
委員	<p>6番の案件について、対象地に対し、事業所はどこにあるか。</p>
事務局	<p>申請地から南に下り、県道岩作諸輪線の西側の位置に事業所が所在しています。</p>
委員	<p>事業所から申請地までどれくらい離れているか。</p>

<p>事務局 委員 事務局</p>	<p>約200メートル離れています。 駐車台数の根拠はどのようになっているか。 現在の事業地内の12台分の駐車場に加え、北新町西口論義に駐車場を賃借していましたが、昨年に返却しています。 現在、従業員用として利用している12台分の内、6台分の駐車場は、本来は来訪者用の駐車場ですが、コロナウイルスの影響もあり、来訪を中止しているため一時的に従業員用の駐車場として利用しています。 今回、22台分新設する駐車場を従業員用や業者の駐車場として利用することにより、既存の12台分を来訪者用の駐車場として利用する計画になっています。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>5番の案件について、排水はどのようになっているか。 集水樹と側溝を設置し、調整池を経由して既設排水路に排水する計画になっています。</p>
<p>委員 事務局 議長</p>	<p>土地の傾斜はあるのか。 南から北にかけて土地が傾斜しています。 特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
<p>議長</p>	<p>(挙手全員) 議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号を上程。 2番の案件について、事務局に説明を求める。 2番の案件について説明します。 申請地は、椛山女学園大学から北西へ約160メートルの位置と県道岩藤名古屋線の弁天池南の交差点から南東に約170メートルの位置にある2筆です。 この生産緑地は、岩崎町市場に居住している所有者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の診断が出ています。 故障による解除を見据えての申請ですが、以前は所有者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することは問題ないと思われま。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
<p>議長</p>	<p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言。</p>

議長		(挙手全員) 議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
議長 事務局		続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告) 専決1号 3条届出 3件 専決2号 5条届出 2件 専決3号 18条通知 2件
議長		専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
議長 事務局		続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告) 公共転用届について 6件
議長		その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
議長 事務局		その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡) ・ 次回の農業委員会 (令和3年5月27日(火)) 午後3時 本庁舎4階第2会議室)
議長 (15:27)		特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日 議事録署名者 10番委員
議事録署名者 11番委員